

総発第170号
令和5年8月23日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至
(公印省略)

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和5年7月7日付け監発第40号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「松山スキー場 平田スキー場」（教育委員会スポーツ振興課）
「眺海の森外山ロッジ」（地域創生部交流観光課）
「眺海の森天体観測館 松山歴史公園」（教育委員会社会教育課）
上記施設の指定管理者 《特定非営利活動法人まちづくりnet松山》

【指摘事項】

- (1) 利用料金の承認手続について（特定非営利活動法人まちづくりnet松山）
（教育委員会スポーツ振興課）

松山スキー場、平田スキー場の利用料金について、松山スキー場の本市在住の中学生及び高校生のシーズン券は市長の承認を得ているが、その他酒田市体育施設設置管理条例（以下「設置管理条例」という。）に規定された通常の使用区分に係る利用料金の承認手続が行われていない。

利用料金については、設置管理条例第17条第2項の規定により、設置管理条例の定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとしているが、この手続を経ないまま利用料金を徴収していた。

設置管理条例にのっとり適正に行うこと。

■措置内容

令和5年度シーズン開始前に、松山スキー場、平田スキー場の利用料金について、設置管理条例に基づいた市長の承認を得るよう適正な事務処理を行う。

(特定非営利活動法人まちづくりnet松山)

(教育委員会スポーツ振興課)

(2) 区分経理の整理について (特定非営利活動法人まちづくりnet松山)

酒田市眺海の森天体観測館の管理に関する包括協定、酒田市松山歴史公園の管理に関する包括協定、酒田市松山スキー場、酒田市平田スキー場及び眺海の森外山ロッジの管理に関する包括協定 (以下「包括協定」という。) の第31条で、支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする規定されているが、指定管理業務の専用口座のほか団体自体の口座を使用していたため、事業報告書に添付された収支決算書と指定管理業務の専用口座の残高が一致しておらず、収支決算書に誤りがないか確認できなかった。

包括協定及び指定管理者の管理運営に関する仕様書にのっとり、指定管理業務等の実施に係る支出及び収入は、専用口座により資金の管理が可能か検討すること。また、指定管理業務等に係る支出及び収入の関係書類は、区分経理ごとに整理すること。

■措置内容

指定管理業務等の実施に係る支出及び収入は、専用口座により資金管理を行い、月末に帳簿と通帳の残高が一致するように経理処理する。指定管理業務等に係る支出及び収入の関係書類は、施設毎に区分経理し整理する。

(特定非営利活動法人まちづくりnet松山)

(3) 契約事務の状況について (特定非営利活動法人まちづくりnet松山)

酒田市松山スキー場、酒田市平田スキー場及び眺海の森外山ロッジの管理に関する包括協定第24条に規定されている事業報告書等を確認したところ、指定管理業務の再委託結果報告書において、契約金額と請求金額が一致しないもの、記載がされていない契約、受託者から実績報告が提出されていないものがあった。

契約事務については、契約締結、実績報告の確認、委託料の支払いまで適切に事務処理を行うこと。

■措置内容

令和5年6月から施設長補助者を雇用し、契約締結、実績報告の確認、委託料の支払いなど、二重チェックできる体制を整え、適切な事務処理を行っている。

(特定非営利活動法人まちづくりnet松山)